観光プロモーションに係る組織的活動支援業務に係る公募型プロポーザル実施要項

1 目的

熊野町美術博物館筆の里工房の文化観光拠点としての機能性向上及び熊野町における観光まちづくりを促進するため、多様なステークホルダーが参画する組織を組成し、調査・研究及び提言活動等を展開することとしている。

本要項は、当該組織の活動支援業務についての企画提案を求め、当該業務を行う候補者を公募型プロポーザルにより選定する、その手順及び方法について必要な事項を定めるものである。

2 組織概要と活動テーマ（いずれも想定）

⑴ 組織概要

ア 組織名称

筆の未来を考える懇話会　（通称「未来懇」。契約時には組成済みである予定）

イ 会員構成

・クマノ・クリエイティブ・パレット（KCP）会員 （筆の里工房 HP 参照）

・産・学・金・民・公等の関係者

・筆の里振興事業団の関係者　　（総勢 10 人程度）

⑵ 活動テーマ

ア 熊野町美術博物館筆の里工房の活性化について

イ 文化資源の活用による熊野町の観光基盤の強化について

ウ 観光まちづくりのための組織生成の在り方について

エ その他

3 未来懇の年度別活動内容（想定）

⑴ 令和8年度

ア 筆の里工房の現状と「筆の未来」の取組の可視化と共有

イ 町の都市政策、文化財保存活用地域計画等の研究

ウ 文化観光に係る先行研究、先進事例の研究

⑵ 令和9年度

ア 産業観光に係る先行研究、先進事例の研究

イ 民主体による観光プロモーション活動に関する先行研究、先進事例、課題等の研究

ウ 民主体による観光プロモーション活動に関する先進成功事例の調査活動

エ 熊野町における観光プロモーション体制に関する意見交換

オ 観光プロモーション体制に関する提言

4 委託業務の大綱

ア 活動テーマにそった運営プログラムの策定（R8、R9）

イ 先行研究、先進事例、課題、財政支援制度等の調査（R8、R9）

ウ 未来懇の運営（進行管理、資料作成、会議進行、ファシリテート、記録）

エ ゲスト招聘、実地調査活動等の企画、手配

オ 提言書の編集

5 提案上限額

8，039，000円（消費税及び地方消費税を含む。）
〔令和8年度上限額〕 2,770,000 円　〔令和9年度上限額〕 5,269,000 円

（注1） 本プロポーザルの提案行為に要する経費は、提案者の負担とする。
（注2） 受注者の業務遂行に要する一切の経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金以外の費用を負担しない。
（注3） 契約は単年度契約とする。なお、令和8年度の契約をもって令和9年度契約を確約するものではない。また、令和 9 年度上限額は現時点での予定額である。
（注4） 見積額には未来懇委員への謝金（日額単価：5,700 円）を計上すること。
なお、契約書には当該謝金、ゲストの招聘経費、人数や数量等に応じて積算される経費についての清算条項を設けることとするが、契約額の増額変更は行わないものであること。
（注5） 基礎知識習得、又は、観光プロモーション体制の調査活動として実地調査を行うことを想定しているが、この場合は日帰りが可能なエリア内とすること。

6 参加資格要件

本プロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

ア 公共団体における類似業務又は地域創生関連業務の受注実績を有すること。
イ この要項の公告時において、熊野町の指名除外措置を受けていないこと。
ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した場合には、裁判所からの再生（更生）手続開始の決定がされていること。
エ 本業務の円滑な遂行に必要な関連知識や企画能力を有すること。

7 実施手順

企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施し、受注候補者を選定する。
公募から契約締結までのスケジュールの概要は、次のとおり。（変更する場合あり）

No.	内　容	期　日・期 間・時 期
(1)	質問書の受付期間	令和8年11月　6 日（金）～　同月 11 日（水）
(2)	質問への回答	令和8年11月 12 日（木）
(3)	企画提案書の受付期間	令和8年11月 17 日（火）～同月 21 日（土）
(4)	プレゼンテーション・ヒアリング	令和8年11月下旬～12 月上旬
(5)	契約締結	令和8年11月下旬～12 月上旬

8 質問の受付及びその回答

(1) 受付方法

電子メールにより質問すること。
なお、電子メール送信後は確認のため電話で送信した旨の連絡をすること。

⑵ 受付期間

「7 実施手順」を参照のこと。（所定期間末日の場合は午後5時まで）

⑶ 質問への回答

質問者に対し、電子メールにて返信する。（質問者以外の者は、質疑応答内容を回答日に照会することができる）

9 企画提案書等の提出

⑴ 提出方法

持参又は郵送によること。

⑵ 提出先

本要項の終頁に記載のとおり。

⑶ 受付期間

「7 実施手順」を参照のこと。（所定期間末日の場合は午後5時まで）

（郵送の場合もこの期間内に上記受付先に到着することを要する）

⑷ 提出書類

ア 企画提案書（A4タテ、任意書式、枚数に指定なし、年度別に作成）

イ 見積書、見積内訳書 （年度ごとに別葉）

ウ 受注実績（A4タテ、任意書式）

エ 業務執行体制図（A4タテ、任意書式）

⑸ 提出部数

企画提案書 8 部、その他 1 部

10 プレゼンテーションの実施

⑴ プレゼンテーション参加への案内

担当者へプレゼンテーション開催日時等の詳細を電子メールで通知する。

⑵ プレゼンテーション及びヒアリング

次のとおり企画提案についてのプレゼンテーションを受け、それに対するヒアリングを実施する。

ア 実施時期

「7 実施手順」を参照のこと。

イ 会場

熊野町美術博物館筆の里工房

⑶ プレゼンテーションの内容

企画提案書に基づき行うこと。PowerPoint 等の使用は任意。（持ち込み機材によること）

11 審査

審査委員会において評価を行い、評価点が基準点以上である第1位の提案者を受注候補者として選定する。企画提案者が1者の場合であっても、評価の結果が基準点以上のときは当該事業者を受注候補者として選定する。

審査は非公開とし、審査結果についての異議は一切受け付けることができない。審査結果は、電子メールにて通知する。（企画提案書等にメールアドレスを記載しておくこと）

12 その他

⑴　受注候補者と企画提案内容について協議・調整後、契約書を取り交わす。
⑵　企画等の中核的業務は再委託することができない。
⑶　提出書類の所有権は全て発注者に帰属するものとし、提出された書類等は返却しない。
⑷　本プロポーザル参加者は、業務上知り得た情報を発注者の許可なく公表してはならない。
⑸　本プロポーザル参加者は、本業務の履行に当たって知り得た個人情報を適切に管理しなければならない。
⑹　提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利に対する責任は、すべて本プロポーザル参加者が負うものとする。
⑺　提出される全ての書類の作成やプレゼンテーション内容に用いる言語、通貨及び単位は、日本語（固有名詞を除く）、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
⑻　本業務は、第6次熊野町総合計画・後期基本計画による「熊野町観光協会（仮称）の創設」（基本目標 3、基本施策 3（6））に関連するものであり、国の地域未来交付金（地域未来推進型）を財源とする次の内容の町補助事業として2か年計画により実施するものであること。

令和8年度	文化観光拠点の活性化や文化資源活用の方策等を研究・推進するため、観光地域づくり法人（DMO）の形成等を視野に置いた KCP 主幹メンバーのほか産学金民公の関係者を対象に、組織づくりのための研修等を外部専門家の支援を受けて実施する経費を補助するもの。（段階的な2か年継続事業の1年目として「基礎編」の研修等を実施）
令和9年度	文化観光拠点の活性化や文化資源活用の方策等を研究・推進するため、観光地域づくり法人（DMO）の形成等を視野に置いた KCP 主幹メンバーのほか産学金民公の関係者を対象に、組織づくりのための研修等及び組織的活動を外部専門家の支援を受けて実施する経費を補助するもの。（段階的な2か年継続事業の2年目として、具体的な組織形態や活動方針を考察する「実践編」の研修等を実施）

問い合わせ先
熊野町美術博物館筆の里工房
〒731-4293　広島県安芸郡熊野町中溝五丁目17 番1号
電話：082-573-0800　E-mail：fude@fude.or.jp
担当：荒谷、花岡、宗條